

名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(通則)

第1条 名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成(以下「助成」という。)の交付については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号)の定めによるほか、この要綱の定めによるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児(以下「難聴児」という。)に対し、補聴器の購入に当たり必要な費用の一部を助成することにより、難聴児の福祉の増進を図るとともに、言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。

(対象者等)

第3条 助成の対象者は、本市の区域内に住所を有する者であつて、次号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日まで)
- (2) 聴力レベルが30デシベル以上の者
- (3) 第6条第2項に定める医師(以下「医師」という。)が補聴器を用いる必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、本事業による助成を受け、当該助成決定日から5年を経過していない者は、助成の対象としない。ただし、市長が別に定める者は、その限りでない。

(対象となる補聴器)

第4条 助成の対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)に定める補聴器その他対象者の実情に応じて相当と認められるものとする。

2 助成の対象となる補聴器の個数は、原則として1個とする。ただし、第6条第2項に定める医師が特に必要と認めた場合は、両耳用として2個とすることができる。

3 前項の規定により、助成の対象となる補聴器の個数を2個とする場合であつて、片耳の補聴器の助成決定後に他方の耳用として補聴器が必要となった場合には、前条第2項の規定は適用しない。

4 イヤモールドのみを新たに購入する場合であり、成長に伴い小さくなった等のやむを得ない事由が認められる場合に限り、購入した年度を除き、1年度に1回に限り購入することができる。この場合、第6条第1項に定める医師の意見書を要しない。

(助成額)

第5条 この要綱による助成額は、現に補聴器の購入に要した費用の額(その額が告示の別表の規定による価格の100分の106に相当する基準額を超える

ときは当該基準額)の10分の9を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、対象者の属する世帯が、申請月において生活保護世帯又は申請月の属する年度(申請月が4月から6月までの間にあっては、前年度)において市民税非課税世帯の場合は、全額を市が助成する。

(申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする者(以下「申請者」という)は、「名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成申請書」(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 医師の意見書
 - (2) 見積書(名古屋市補装具(補聴器)取扱業者(以下「事業者」という。)の作成する見積書に限る。)
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、第4条第1号で定めるその他対象者の実情に応じた補聴器に関しては市長が必要があると認める書類
- 2 前項第1号の意見書は、原則として、中央療育センター又は別表に定める医療機関の医師が作成したものとする。

(助成決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、提出された申請書等を審査し、助成することを決定したときは、「名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成決定通知書」(第2号様式)により申請者に通知するとともに、「名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成券」(第3号様式。以下「助成券」という。)を交付し、助成しないことを決定したときは、「名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成却下通知書」(第4号様式)により申請者に通知しなければならない。

(申請の取下)

第8条 第7条の規定により助成決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、同条の通知を受領した場合において、やむを得ない事由により補聴器の購入を中止する場合は、補聴器の納入までに、「名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成申請取下届」(第5号様式)により申請の取下げをすることができる。

(助成金の請求及び支払等)

第9条 助成決定者は、助成決定に係る補聴器を購入するときに、事業者に助成券を提出するとともに、当該補聴器の購入費用から第5条に規定する助成額を控除した額を支払うものとする。

- 2 事業者は、請求書に助成券を添えて、市長に請求するものとする。
- 3 市長は、事業者からの請求書を受理したときは、助成額相当額を当該事業者を支払うものとする。

(協力義務)

第10条 被助成者及び事業者は、本事業の適正な運営を図るため市長が行う調

査に協力しなければならない。

(禁止事項及び費用の返還)

第11条 市長は、保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を付した「名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成取消通知書」(第6号様式)により助成決定を取り消し、既に助成した費用の全部又は一部について、期限を定めて、返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により購入費の支給決定を受けたとき。
- (2) 購入費の支給決定を受けた補聴器を目的に反して使用させ、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めた事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和 6 年 1 1 月 2 5 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、新要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書及び助成券は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表

医療機関名称
あいち小児保健医療総合センター
学校法人藤田学園 藤田医科大学ばんたね病院
医療法人緑葉会 関谷耳鼻咽喉科
医療法人荒尾内科・耳鼻咽喉科 荒尾内科・耳鼻咽喉科
学校法人愛知医科大学 愛知医科大学病院
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院
学校法人藤田学園 藤田医科大学病院
学校法人愛知淑徳学園 愛知淑徳大学クリニック
公立大学法人名古屋市立大学 名古屋市立大学病院
国立大学法人名古屋大学 名古屋大学医学部附属病院
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター
社会福祉法人恩賜財団済生会 愛知県青い鳥医療療育センター
日本福祉大学附属クリニック さくら
宮の森クリニック耳鼻咽喉科